

棚倉町大学生等通学支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学生等に係る通学費の一部を助成することにより、当該世代の転出抑制を図り、本町への定住を推進するとともに、地域公共交通の利用促進及び子育て支援を目的として実施する棚倉町大学生等通学支援助成金に関し、棚倉町補助金等の交付等に関する規則(昭和57年棚倉町規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学院、大学、短期大学、専修学校(専門課程に限る)及び高等専門学校をいう。
- (2) 大学生等 大学等に在学するもので、助成年度において、18歳以上30歳未満の者をいう。
- (3) 通学定期券 東日本旅客鉄道株式会社、ジェイアールバス関東株式会社及び福島交通株式会社が発行する定期券のほか、町長が必要と認めた定期券をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本町の住民基本台帳に記録され、かつ、実際に生活の拠点があること。
- (2) 最も経済的かつ合理的と認められる通学経路において通学するために通学定期券を購入し、通学する大学生等であること。
- (3) 公共交通機関の利用区間における運行距離が片道概ね40km以上であること。

2 町長は、前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象者から除くものとする。

- (1) 町税等を滞納している世帯に属する者
- (2) 棚倉町暴力団排除条例(平成23年棚倉町条例17号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等並びにこれらのものと密接な関係を有する者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、通学定期券購入金額に2分の1を乗じて得た額とし、月額1万円を上限とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、棚倉町大学生等通学支援助成金交付申請書兼請求書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。ただし、通学定期券利用可能期間が終了し、1年を経過した場合には、当該助成金の申請はできないものとする。

- (1) 通学定期券の利用区間、利用期間及び購入金額を証明する書類(通学定期券の写し)
- (2) 大学等に在学する証明書(学生証の写し又は在学証明書等)
- (3) その他町長が必要と認めるもの

2 助成金の申請は、通学定期券利用可能期間の終了日前1ヶ月から申請可能とする。

(交付決定等)

第6条 町長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、棚倉町大学生等通学支援助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 町長は、前条の規定による審査の結果、交付することを決定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還等)

第8条 町長は、虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対し、既に交付した当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。